平成２２年（フ）第１０８号
山口県防府市自由ケ丘３丁目19番12号
債務者　新田　　明
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０９号
山口市吉敷中東２丁目３番１号　ハイツめぐみ202
債務者　西岡　和彦
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１０号
山口市吉敷中東２丁目３番１号　ハイツめぐみ202
債務者　西岡　和子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１４号
山口市大内御堀973番地２　コンフォートテカポＢ―206号
債務者　青木　信二
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８０２号
さいたま市中央区上峰２丁目16番15号　セザンヌパート５―201号
債務者　池谷　節子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８０９号
さいたま市西区大字三条町33番地21
債務者　片山　正恵
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８２３号
さいたま市中央区円阿弥６丁目３番20―206号
債務者　倉内　政人
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８２４号
さいたま市中央区円阿弥６丁目３番20―206号
債務者　倉内まき子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３９９号
愛知県小牧市大字西之島679番地１　コンフォート西之島102号
債務者　山田　孝義
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５５２号
名古屋市北区東味鋺１丁目612番地の４
債務者　宮田　淳子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５７２号
名古屋市中村区五反城町２丁目25番地の１　コーポさくら３Ｆ
債務者　神戸　清恵
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６６６号
名古屋市名東区一社１丁目125番地　アサノビル301号
債務者　橋本由貴子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７４１号
名古屋市港区西茶屋１丁目35番地の６　市営西茶屋荘４棟708号
債務者　水野美代子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５４７号
北九州市小倉南区中曽根東１丁目２番１―601号
債務者　古閑　和子（旧姓尾形）
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５７３号
北九州市八幡西区黒崎２丁目６番２号
債務者　森岡　高俊
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５７４号
北九州市八幡西区黒崎２丁目６番２号
債務者　森岡トシ子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５７７号
北九州市小倉南区長行東２丁目12番13号
債務者　久安トモ子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部